

# HEMSデータ利活用サービス市場における データ取扱マニュアルα版の検討イメージ

2014年5月28日

スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会  
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

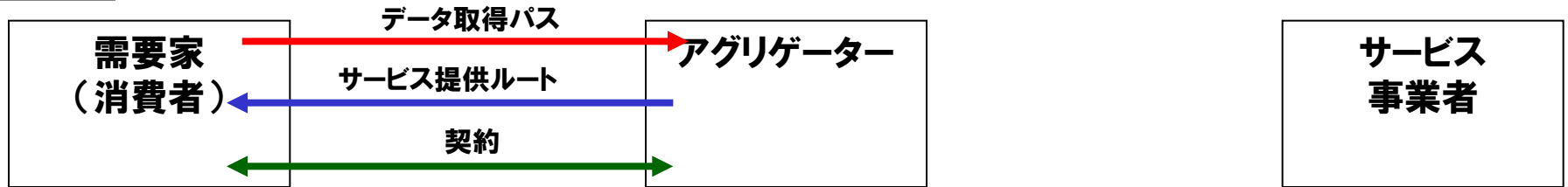
# 1. 本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、アグリゲーターやサービス事業者が、消費者から取得したHEMSデータを利活用してサービスを提供するに当たり、個人情報やプライバシー保護の観点からどのような点に留意すべきかについて、原案をまとめたものである。事業者と消費者との信頼関係を構築し、消費者が安心してHEMSデータを提供し、サービスを享受できる環境を整備することにより、HEMSデータ利活用サービス市場が健全に発展していくことを狙いとしている。
- ただし、HEMSデータ利活用サービスが新しい分野であることから、現時点で確固たるマニュアルを整備することは困難である。このため、本マニュアルを暫定版として提示し、大規模HEMS情報基盤整備事業の中で、これを実践する。二年間を予定する事業の中で、現場の消費者の声に真摯に耳を傾け、これを反映することで、本マニュアルを完成し、その後の新規参入者へも活用可能なものとしていく。
- また、現在、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)において、個人情報保護法の改正も視野に入れた、全分野共通のパーソナルデータ利活用に関するルール検討が進められており、当該議論を踏まえつつ、本マニュアルについても、随時適切な見直しを行っていく。

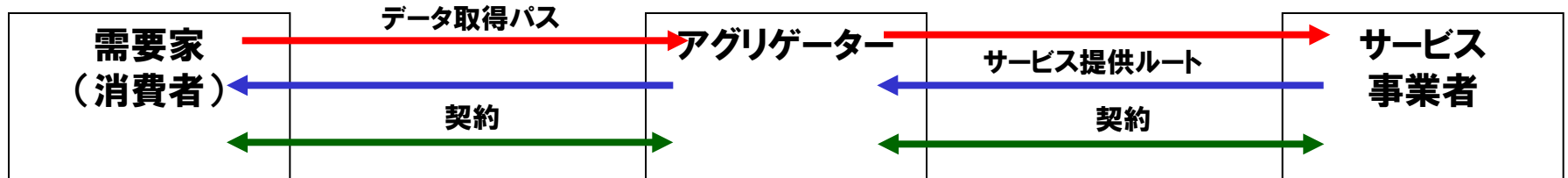
## 2. ユースケース(サービス提供に係るビジネススキーム)による分類

データの流れ/サービス提供のルート/契約関係という観点から、ビジネススキームを3つのユースケースに分類。

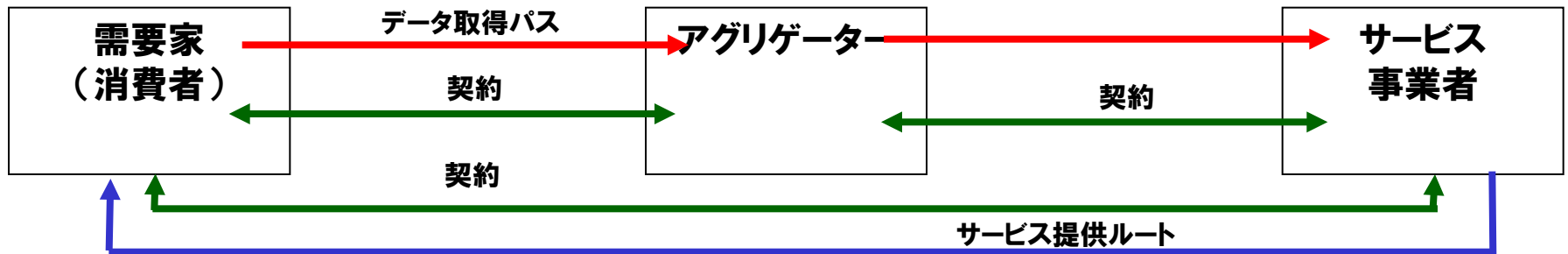
### ユースケース①



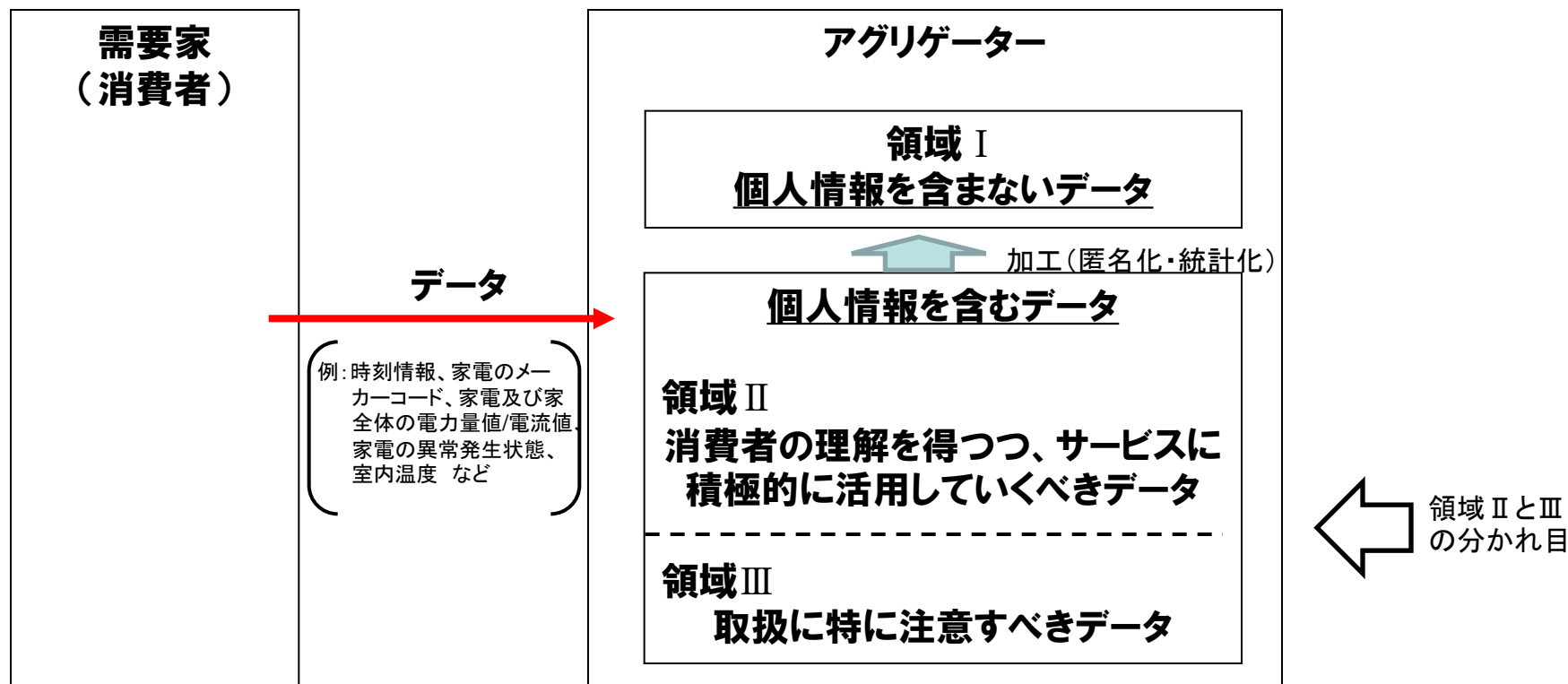
### ユースケース②



### ユースケース③



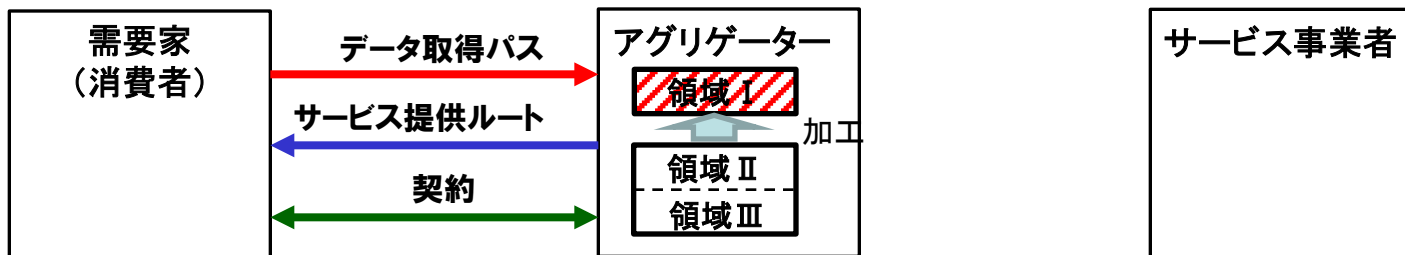
### 3. HEMSデータ領域(利活用されるデータの性質)による分類



- ここで言う領域 I は、匿名化・統計化といった処理を通じて個人情報を含まなくなったデータを指す。(技術的に個人情報が見えなくなるデータは想定していない)
- 領域 II と III の分かれ目は、その情報のセンシティブリティや消費者の安心感の観点から、アグリゲーターと消費者との間で判断されていくものであり、客観的に定義されるものではない。

## 4-1. パターン①：データ領域Ⅰ × ユースケース①、②

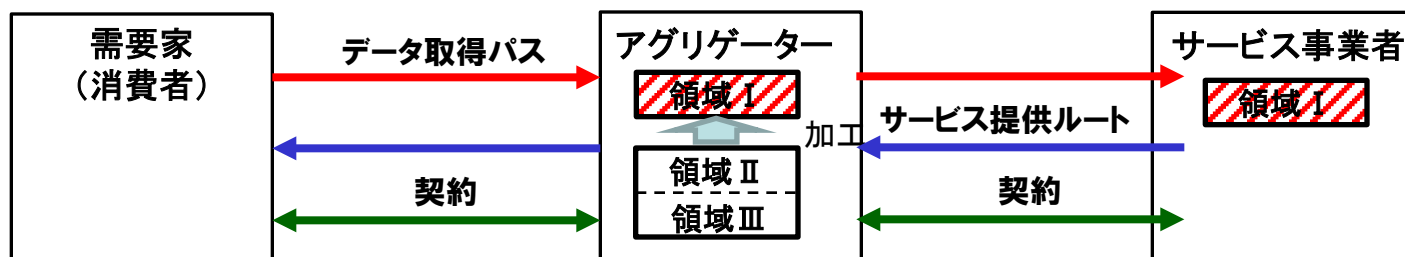
### ユースケース①



当ページの該当範囲

	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ
ユースケース①	パターン①		
ユースケース②			
ユースケース③			

### ユースケース②



...取り扱うデータ領域を示す

### 【個人情報保護法上の対応】

○領域Ⅰのデータは個人情報を含まないため、アグリゲーターは個人情報保護法上求められる、利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得は不要である。

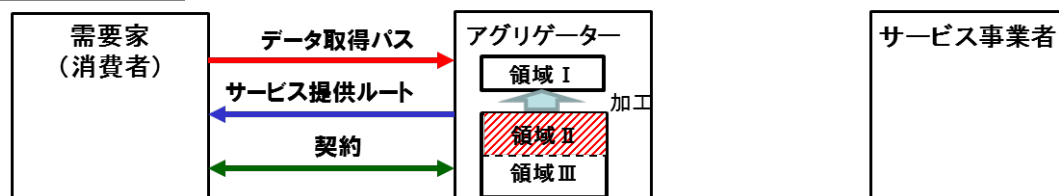
### 【個人情報保護法を越えた対応】

○消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、利用目的やデータ提供を本人に通知、又は公表していくべきと考えられる。

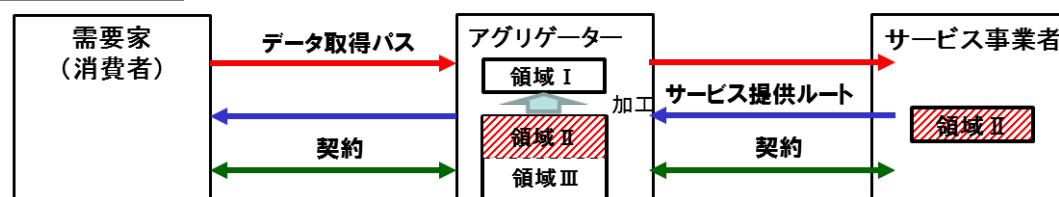
※通知・公表の方法としては、HP上での掲載、メールでの配信、郵送など、様々な手法が考えられるが、どのような方法が適切であるかは、大規模HEMS情報基盤整備事業における、実際の消費者の反応を踏まえつつ、そのあり方を検討していくべきと考えられる。

## 4-2. パターン②：データ領域Ⅱ × ユースケース①、②

ユースケース①




ユースケース②



当ページの該当範囲

	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ
ユースケース①		パターン②	
ユースケース②			
ユースケース③			

 ...取り扱うデータ領域を示す

※HEMSデータ利活用サービス  
HEMSから収集されるデータを活用して消費者の生活支援等の行うサービスのこと

### 【個人情報保護法上の対応】

- 取り扱うデータに個人情報が含まれるため、アグリゲーターには個人情報保護法に基づいた対応が求められる。具体的には、サービスを提供する際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。
- 個人情報保護法上、利用目的をできる限り具体的に特定することが望ましい。この点、利用目的として「HEMSデータ利活用サービス」と明示し、あらかじめ公表していれば、その範囲内で行われる創造的なサービスの提供については、利用目的の変更には該当せず、個人情報保護法における本人の同意は必要ないと考えられる。
- アグリゲーターからサービス事業者へのデータ提供は、個人情報保護法上の第三者提供に該当する場合と、委託関係によって第三者提供に該当しない場合がある。第三者提供に該当する場合(※1)について、「HEMSデータ利活用サービスを提供する際に、第三者となるサービス事業者へデータを提供すること」についても本人の同意を取得していれば、サービスの創造に伴い、第三者となる新たなサービス事業者へデータを提供することとなった場合についても、利用目的の変更には該当せず、個人情報保護法における本人の同意は必要ないと考えられる。

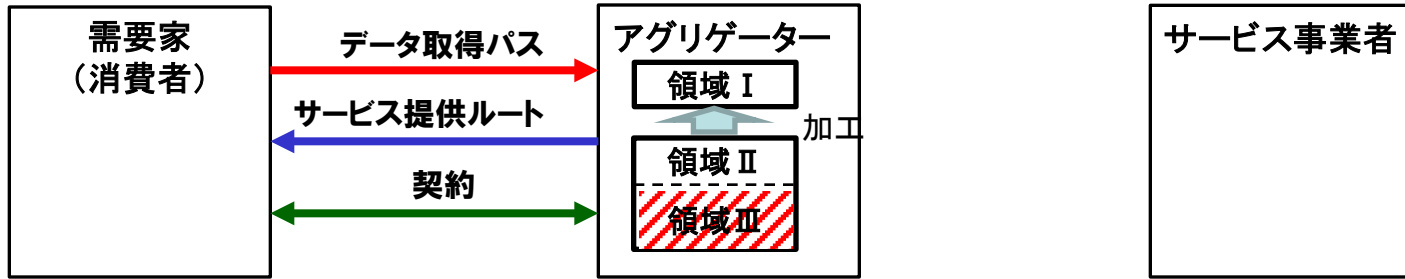
(※1) 第三者提供と委託のいずれを選択するかはケースバイケースであり、あらかじめ予見することは難しい。このため、第三者提供に該当する前提での対応を図っておく方が、後々の選択肢は広がる。

### 【個人情報保護法を越えた対応】

- 消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、具体的なサービス内容や、そのためにどのサービス事業者へデータを提供するのかを本人に通知、又は公表していくべきと考えられる。
- ※通知又は公表を踏まえた消費者本人からの求めに応じ、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する仕組みを整備しておくべきである。
- ※通知・公表の方法としては、HP上での掲載、メールでの配信、郵送など、様々な手法が考えられるが、どのような方法が適切であるかは、大規模HEMS情報基盤整備事業における、実際の消費者の反応を踏まえつつ、そのあり方を検討していくべきと考えられる。

## 4-3. パターン③： データ領域Ⅲ × ユースケース①、②

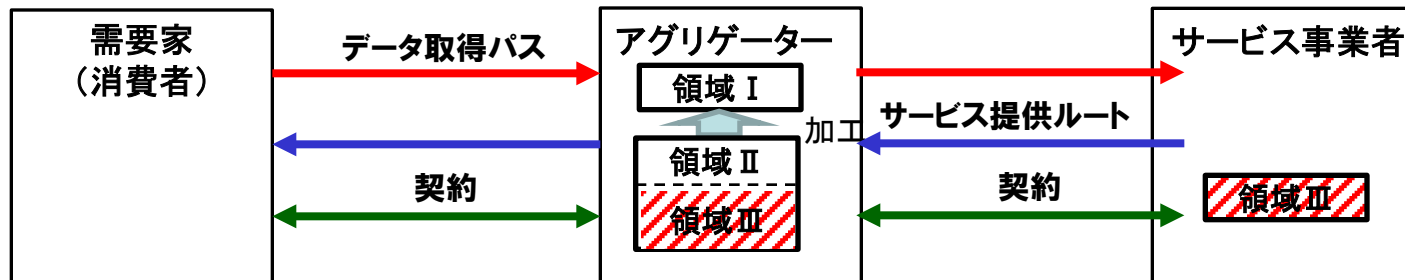
### ユースケース①




当ページの該当範囲

	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ
ユースケース①			パターン③
ユースケース②			
ユースケース③			

### ユースケース②



 ... 取り扱うデータ領域を示す

#### 【個人情報保護法上の対応】

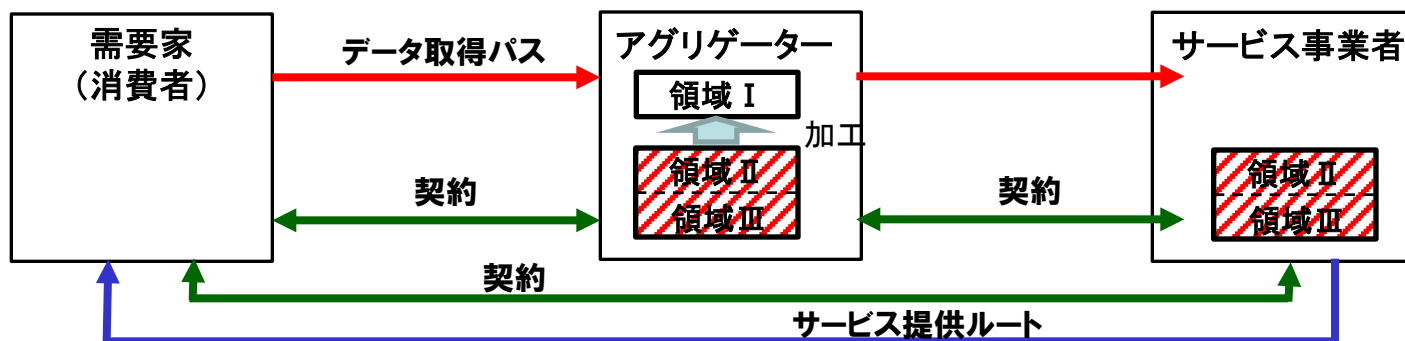
○ 取り扱うデータに個人情報が含まれるため、アグリゲーターには個人情報保護法に基づいた対応が求められる。具体的には、サービスを提供する際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。

#### 【個人情報保護法を越えた対応】

○ 消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、アグリゲーターと消費者との間で取扱いに特に注意すべきものと判断されている領域Ⅲのデータに対する対応は、パターン②で取り扱われる領域Ⅱのデータにおける対応よりも一層の明確化を図るべきである。すなわち、サービス内容や第三者提供先について、あらかじめ個別具体的に明示するとともに、サービスや第三者提供先を追加する場合には、改めて本人の同意を取るべきと考えられる。


## 4-4. パターン④： データ領域Ⅱ、Ⅲ × ユースケース③

### ユースケース③



当ページの該当範囲

	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ
ユースケース①			
ユースケース②			
ユースケース③			パターン④

 ...取り扱うデータ領域を示す

#### 【個人情報保護法上の対応】

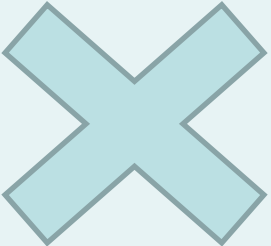
- サービス事業者と消費者との間に締結されるサービス契約に関連するデータの取扱いであるため、サービス事業者自身が個人情報保護法上の責任を直接的に負うこととなる。即ち、サービス事業者は、サービス提供の際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。
- アグリゲーターは、サービス事業者へデータを提供することが前提となっているため、あらかじめ第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。

#### 【個人情報保護法を越えた対応】

- 消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、アグリゲーターは、どのような場合にサービス事業者にデータを提供するのかを、消費者に分かりやすく示すべきである。具体的には、「消費者とサービス事業者の間で、アグリゲーターを介してデータが提供されることに合意がある場合に第三者提供を行う。」という趣旨を明確にすべきである。
- この際、アグリゲーターは、サービス事業者と消費者との間の契約の成立、その内容等について、アグリゲーターが事実を確認できる仕組みを整備することが必要と考えられる。



## 4. アグリゲーターが取るべき対応(まとめ)

	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ
ユースケース①	<p>【個人情報保護法上の対応】 <b>パターン1</b></p> <p>○領域Ⅰのデータは個人情報に含まないため、アグリゲーターは個人情報保護法上求められる、利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得は不要である。</p> <p>【個人情報保護法を越えた対応】</p> <p>○消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、利用目的やデータ提供を本人に通知、又は公表していくべきと考えられる。</p> <p>※通知・公表の方法としては、HP上での掲載、メールでの配信、郵送など、様々な手法が考えられるが、どのような方法が適切であるかは、大規模HEMS情報基盤整備事業における、実際の消費者の反応を踏まえつつ、そのあり方を検討していくべきと考えられる。</p>	<p>【個人情報保護法上の対応】 <b>パターン2</b></p> <p>○取り扱うデータに個人情報が含まれるため、アグリゲーターには個人情報保護法に基づいた対応が求められる。具体的には、サービスを提供する際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。</p> <p>○個人情報保護法上、利用目的をできる限り具体的に特定することが望ましい。この点、利用目的として「HEMSデータ利活用サービス」と明示し、あらかじめ公表していれば、その範囲内で行われる創造的なサービスの提供については、利用目的の変更には該当せず、個人情報保護法における本人の同意は必要ないと考えられる。</p> <p>○アグリゲーターからサービス事業者へのデータ提供は、個人情報保護法上の第三者提供に該当する場合(※1)について、「HEMSデータ利活用サービスを提供する際に、第三者となるサービス事業者にデータを提供すること」についても本人の同意を取得していれば、サービスの創造に伴い、第三者となる新たなサービス事業者にデータを提供することとなった場合についても、利用目的の変更には該当せず、個人情報保護法における本人の同意は必要ないと考えられる。</p> <p>(※1)第三者提供と委託のいずれを選択するかはケースバイケースであり、あらかじめ見送することは難しい。このため、第三者提供に該当する前提での対応を図っておく方が、後々の選択肢は広がる。</p> <p>【個人情報保護法を越えた対応】</p> <p>○消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、具体的なサービス内容や、そのためにどのサービス事業者にデータを提供するのかを本人に通知、又は公表していくべきと考えられる。</p> <p>※通知又は公表を踏まえた消費者本人からの求めに応じ、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する仕組みを整備しておくべきである。</p> <p>※通知・公表の方法としては、HP上での掲載、メールでの配信、郵送など、様々な手法が考えられるが、どのような方法が適切であるかは、大規模HEMS情報基盤整備事業における、実際の消費者の反応を踏まえつつ、そのあり方を検討していくべきと考えられる。</p>	<p>【個人情報保護法上の対応】 <b>パターン3</b></p> <p>○取り扱うデータに個人情報が含まれるため、アグリゲーターには個人情報保護法に基づいた対応が求められる。具体的には、サービスを提供する際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。</p> <p>【個人情報保護法を越えた対応】</p> <p>○消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、アグリゲーターと消費者との間で取扱いに特に注意すべきものと判断されている領域Ⅲのデータに対する対応は、パターン②で取り扱われる領域Ⅱのデータにおける対応よりも一層の明確化を図るべきである。すなわち、サービス内容や第三者提供先について、あらかじめ個別具体的に明示するとともに、サービスや第三者提供先を追加する場合には、改めて本人の同意を取るべきと考えられる。</p>
ユースケース②			
ユースケース③	<p>空集合</p> 	<p>【個人情報保護法上の対応】 <b>パターン4</b></p> <p>○サービス事業者と消費者との間に締結されるサービス契約に関連するデータの取扱いであるため、サービス事業者自身が個人情報保護法上の責任を直接的に負うこととなる。即ち、サービス事業者は、サービス提供の際に利用目的の明示や第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。</p> <p>○アグリゲーターは、サービス事業者へデータを提供することが前提となっているため、あらかじめ第三者提供に関する本人の同意取得が必要となる。</p> <p>【個人情報保護法を越えた対応】</p> <p>○消費者の安心感、納得感を得て、信頼関係の下でサービスを提供していくため、アグリゲーターは、どのような場合にサービス事業者にデータを提供するのかを、消費者に分かりやすく示すべきである。具体的には、「消費者とサービス事業者の間で、アグリゲーターを介してデータが提供されることに合意がある場合に第三者提供を行う。」という趣旨を明確にすべきである。</p> <p>○この際、アグリゲーターは、サービス事業者と消費者との間の契約の成立、その内容等について、アグリゲーターが事実を確認できる仕組みを整備することが必要と考えられる。</p>	